

夕張市告示第96号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成20年11月26日

北海道夕張市長 藤 倉 肇

1 入札に関する事項

(1) 契約の目的、名称及び数量

目的 旭町浄水場及び昭和配水池管理室の電気計装設備を更新するもの。

名称 旭町浄水場電気計装設備更新工事

数量 電気計装設備 一式

(2) 契約の仕様等

入札説明書による

(3) 工期

平成20年12月11日から平成21年2月20日まで

(4) 業務を行う場所

旭町浄水場、昭和配水池管理室

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 夕張市における電気工事、電気通信工事及び水道施設工事の競争入札参加資格をそれぞれ有していること。

(2) 夕張市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該営業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、国又は地方公共団体から一般競争入札等により浄水場及び配水施設における電気計装設備工事の受注実績が2回以上あること、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年11月26日(水)から平成20年12月2日(火)まで
(ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)により定められた祝日は除く)

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒068-0492 夕張市本町4丁目2

夕張市役所建設課上下水道グループ

エ 申請書類の提出方法 直接持参に限る

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のアに同じ。
- (2) 交付場所 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のウに同じ。
- (3) 交付方法 (1) の場所で交付する。

5 契約条項を示す場所

夕張市本町4丁目 夕張市役所建設課上下水道グループ

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市本町4丁目2 夕張市役所1階 上下水道グループ
- (2) 入札日時 平成20年12月10日(水), 午後1時30分
- (3) 開札場所 (1) と同じ
- (4) 開札日時 (2) と同じ
- (5) 入札書 工事一式の価格(税抜き)を記載する。
- (6) その他 「条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を入札を行う1時間前までに提供すること。
- (2) 入札保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の7及び夕張市契約規則(昭和39年4月14日規則第9号、以下「規則」という。)第6条及び第7条の定めるところによる。

8 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が認める担保を提供すること。
- (2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の16及び規則第25条の定めるところによる。

9 送付による入札の可否

認めない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 最低制限価格

この入札は、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定する。

(2) 予定価格の公表

予定価格は公表する。(夕張市役所本庁舎 3 階閲覧コーナー)

(3) 無効入札

開札の時に、上記「入札に参加する者に必要な資格」に規定する資格を有しない者のした入札、規則第 11 条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

政令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、規則第 9 条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 夕張市役所建設課上下水道グループ

イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町 4 丁目

(7) 前金払

前金払は請求できる。

(8) 部分払

部分払は請求できる。

(9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札結果の公表

入札結果は、公表する。

(12) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保障制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を夕張市に提出し、市が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、夕張市が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

詳細は、入札説明書による。